

「北海道における素材生産活動の適正化に向けたガイドライン」等について

■「北海道における素材生産活動の適正化に向けたガイドライン」

(平成21年3月 北海道水産林務部)

「4作業道等・土場に関する事項」

○作業道等や土場の開設にあたっては、効率的な配置に努めるとともに、切土、盛土を極力抑え、林地崩壊等の原因とならないよう留意すること。

■「素材生産活動の適正化に向けた自主的行動規範」

(北海道水産林務部による作成例)(H21.10)

「5路網・土場に関する事項」

(林地保全への配慮)

- (1) 路網や土場の開設にあたっては、伐採や集材方法に沿った効率的な配置に努める。
- (2) 路網や土場の開設にあたっては、切土、盛土を極力抑え、林地崩壊等の原因とならないよう留意する。
- (3) 縦断勾配は、切盛土の抑制、路面水処理のため波型線形を考慮し、必要に応じて雨水による洗掘が行われないような路面構造とする。
- (4) 横断勾配についても路面水処理を考慮し、必要に応じて谷側を下げるように路面に勾配をつける。
- (5) 土砂の流出又は崩壊を防ぐため沢沿線形はなるべく避ける。やむをえず開設する場合は、溪畔・河畔から20m以上離れた線形とする。また、土場などの林地攪乱についても必要最小限の面積とする。
- (6) 作業路(集材路)に近接する立木を保護するための対策を講じる。
- (7) 保安林にあつては、森林法第34条第2項に基づく「保安林内作業許可申請書」を北海道知事に事前に提出する。